

令和4年2月23日

## 介護職員処遇改善 支援補助金について

令和3年11月19日の閣議により決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員を対象とした「介護職員処遇改善支援補助金」を令和4年2月分より支給することが決定しました。

当法人では、下記の対象の職員に、2月分の給与から支給いたします。

### ①支給の対象となる事業所

特別養護老人ホーム、ショートステイ、グループホーム、デイサービス、  
小規模多機能、ヘルパー 各事業所に勤務する介護職員（兼務を含む）

### ②支給の配分

- (1) 週40時間勤務の職員
- (2) 週20時間以上～40時間未満勤務の職員
- (3) 週20時間未満勤務の職員及び兼務職員

### ③上記補助金は、令和4年9月分支給までの、限定的なものです。

入ってくる補助金の金額は、収入に比例するため、支給金額が変更になる場合もあります。

社会福祉法人松涛会事務局